

広報おおくま お知らせ追加版

大熊町電子回覧板の貸し出しについて

避難中、パソコンや携帯電話でホームページなどを見ることができないご家庭に、大熊町電子回覧板をお貸しします。

◆対象

パソコンや携帯電話でホームページなど見ることができない家庭。

◆内容

フォトフレームに携帯電話回線を利用し、大熊町からのお知らせを表示します。

※ご利用に携帯電話は不要です

※お知らせ内容は、ブログ・ホームページの簡易版となりますので、「大熊町お知らせメール」をご利用できる方には必要ありません

◆期間

平成24年8月31日まで

◆利用料金

料金は無料です。ただし、使用の際の電気代はご負担ください。

※家庭用コンセントを使用し、常時電源を入れておく必要があります

◆注意事項

不正利用防止のため、利用者の個人情報(名前、性別、生年月日、避難先住所、電話番号)を電話会社に報告する必要がありますのでご了承ください。

また、台数に限りがありますので、なくなり次第終了とさせていただきます。

◆お申し込み

運転免許証などの身分証明書を持参し、大熊町役場会津若松出張所企画調整課にお申し込みください。なお、遠方の方はご相談ください。

【お問い合わせ先】

大熊町役場 企画調整課 (内線509・535)

電話をお持ちでないご家庭へ

現在避難中の家庭内で、ご家族のどなたも携帯電話などをお持ちでなく、病院や役場への連絡でお困りのご家庭へ携帯電話をお貸しします。

◆対象

ご家族の中でどなたも携帯電話などをお持ちでない方に限ります。

◆期間

平成24年8月31日まで

◆利用料金

料金は無料で利用できますが、通話は2,000円分までとなります。2,000円を超えると着信のみの利用となりますのでご注意ください。

※超過料金が発生することはありません

◆注意事項

不正利用防止のため、利用者の個人情報(名前、性別、生年月日、避難先住所)を電話会社に報告する必要がありますのでご了承ください。

また、台数に限りがありますので、なくなり次第終了とさせていただきます。

◆お申し込み

運転免許証などの身分証明書を持参し、大熊町役場会津若松出張所企画調整課にお申し込みください。なお、遠方の方はご相談ください。

【お問い合わせ先】

大熊町役場 企画調整課 (内線509・535)

東日本大震災に伴う運転免許証更新手続き期限のお知らせ

平成23年東日本大震災に伴う特別措置により、運転免許証の有効期間が8月31日まで延長されている、「震災時に福島県に居住し、有効期間の末日が平成23年3月11日から8月31日まで」の方は、8月31日(水)までに更新手続きをする必要があります。

このため、更新窓口が大変込み合いますので、お早めに手続きをお願いします。

なお、8月31日を経過した場合は、更新手続きはできないこととなり、運転免許証が失効しますのでご注意ください。

◆福島県内に避難中の方

福島県内の各警察署(福島署、福島北署、郡山署、郡山北署、双葉署を除く)または各分庁舎(浪江分庁舎を除く)、福島運転免許センター、郡山免許センターでお手続きください。

◆福島県外に避難中の方

避難先の都道府県で更新手続きができます。詳しくは最寄りの警察署または運転免許試験場へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

福島運転免許センター 電話 024-591-4372

郡山運転免許センター 電話 024-961-2100